

○給与水準の改訂等により平均給与額の変更を
生じた場合における補償額の計算方法について

〔昭和44年9月25日地基補第513号
各支部事務長あて 補償課長〕

標記の件については、下記のとおりであるので、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたく、念のため通知する。

記

給与水準の改訂、昇給または昇格に伴い給与の差額がさかのぼって支給された場合における補償額の差額の計算方法は、給与の改訂等により変更された平均給与額に基づき算定された補償の額から、すでに支給された補償の額がある場合には、その額を控除して計算するものとする。